

建物本体工事との施工区分

工事区分		A工事	B工事	C工事	備考
費用負担		建物本体事業者負担	P F I 事業者負担	P F I 事業者負担	
建築工事	床		躯体(コンクリート金ゴテ押え)	—	A工事以外の全工事
	柱		躯体(耐火被覆を含む)	—	A工事以外の全工事
	壁	外部に面する部分	外壁仕上まで(断熱含む)	—	A工事以外の全工事
		専有部と共用部の区画壁	専有部側は内装下地(LGS)まで	—	A工事以外の全工事 防火区画の壁等はA工事。 出入り口等の建具はB若しくはC工事
	天井		躯体(岩綿吸付、デッキプレート)、天井インサート	—	A工事以外の全工事
	水廻り部	床	躯体	—	A工事以外の全工事 科学館以外に漏水等の影響を及ぼす恐れがある場所については、防水工事を行うこと。
		壁	—	—	A工事以外の全工事 科学館以外に漏水等の影響を及ぼす恐れがある場所については、防水工事を行うこと。
	内部造作		—	—	全工事
	サイン		建物外部サイン(建物1階部の総合案内板、フロアー案内板等を含む)	—	A工事以外の全工事
	専有部階段(調整室用)		床:躯体(錆止めまで)	—	A工事以外の全工事
電気設備	電灯設備		各階共用部EPSまでの幹線工事と区分開閉器(ブレーカー)設置まで(計量メーター取付含む)	—	A工事で以降の全工事 空調室外機への電源供給はA工事
	動力設備		各階共用部EPSまでの幹線工事と区分開閉器(ブレーカー)設置まで(計量メーター取付含む)	—	A工事で以降の全工事 空調室外機への電源供給はA工事
	照明器具設備(演出用含む)		—	—	全工事
	テレビ共聴(BS・CS 含む)		各階共用部EPSまでの配管配線まで	—	A工事で以降の全工事
	CATV		各階共用部EPSまでの空配管設置まで	—	A工事で以降の全工事
	電話設備		各階共用部EPSまでの空配管設置(リード線含む)まで	—	A工事で以降の全工事 (NTT申込・契約を含む)
	情報通信設備		各階共用部EPSまでの空配管設置まで	—	A工事で以降の全工事
	館内放送設備		各階共用部EPSまでの空配管設置まで	—	A工事で以降の全工事
	トイレ呼出設備		共用部トイレ工事	—	専有部トイレ工事※ ※管理諸室までの通報装置を含む
	監視カメラ設備		—	—	全工事
	警備設備		建物本体の警備に必要な工事	—	専有部内の警備に必要な工事
空調換気設備	空調設備		—	—	全工事
	換気設備		—	—	全工事
給排水・ガス	衛生器具設備		—	—	全工事
	給水設備		各階共用部PSへのバルブ止めまで(私設メーター含む)	事業者提案により必要となる追加変更	A・B工事以外の全工事
	排水通気設備		各階共用部PSへの排水通気受口まで	事業者提案により必要となる追加変更	A・B工事以外の全工事
	給湯設備		各階共用部PSへのバルブ止めまで(給湯器含む※)	事業者提案により必要となる追加変更	A・B工事以外の全工事 ※飲用を除く
	ガス設備		各階共用部PS(私設メーター含む)	事業者提案により必要となる追加変更	A・B工事以外の全工事
防災	排煙設備		「参考資料2:各階平面図」の計画による法的必要設備の設置	事業者提案により必要となる追加変更 (内装間仕切変更等に対応する工事)	—
	消火設備(消火器含む)		「参考資料2:各階平面図」の計画による法的必要設備の設置	事業者提案により必要となる追加変更 (内装間仕切変更等に対応する工事)	—
	自動火災報知設備		「参考資料2:各階平面図」の計画による法的必要設備の設置	事業者提案により必要となる追加変更 (内装間仕切変更等に対応する工事)	—
	非常照明設備		「参考資料2:各階平面図」の計画による法的必要設備の設置	事業者提案により必要となる追加変更 (内装間仕切変更等に対応する工事)	—
	誘導灯設備		「参考資料2:各階平面図」の計画による法的必要設備の設置	事業者提案により必要となる追加変更 (内装間仕切変更等に対応する工事)	—
	非常放送設備		「参考資料2:各階平面図」の計画による法的必要設備の設置	事業者提案により必要となる追加変更 (内装間仕切変更等に対応する工事)	—

工事区分		A工事	B工事	C工事	備考
費用負担		建物本体事業者負担	P F I 事業者負担	P F I 事業者負担	
その他	プラネタリウム関連設備	—	関連設備設置, 事業者提案により必要となる追加変更	A・B工事以外の全工事	
	エレベーター (一般・搬入用)	全工事	—	—	
	エスカレーター	全工事	—	—	
	C工事に係る防火区間の貫通及び貫通処理	—	—	全工事	

- 注) 各工事は下記を示す。
- ・ A工事：建物本体事業者の費用負担にて、建物本体事業者の定めた設計により施工する工事（標準仕様に基づく）をいう。
 - ・ B工事：内装、設備の標準仕様を変更、又は標準仕様に付加する工事であり、P F I 事業者の提案に基づき、建物本体事業者が指定する施工者により実施する工事をいう。費用負担は、P F I 事業者が負担する。
 - ・ C工事：P F I 事業者の提案に基づき、P F I 事業者の費用負担において、建物本体事業者が指定する設計監理者・施工者の管理の下、P F I 事業者が実施する工事をいう。